

決 議

私たちトラック運送事業者は、我が国の国民生活、産業活動を物流面で支えるとともに、災害時には被災地に向けた救援物資輸送の担い手として、重要な使命を果たすべく、日夜懸命に努力している。

しかしながら、少子高齢化に伴う若年労働者不足が顕在化し、人材の確保が急務となっている。政府が進めている働き方改革において、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化に関する取り組みにおいて、トラック運送業界としても、長時間労働の削減、生産性の向上につながるよう、荷主・関係省庁と協力して、対応していくことが必要である。

我々は、今後とも、交通事故防止や環境保全に率先して取り組み、社会との共生を図りながら、トラック運送業界の叡智と総力を結集して、これら当面する諸課題に勇気と英断をもって果敢に対応していかなければならない。

このため、本日、第二十二回全国トラック運送事業者大会にあたり、我々は、本大会の総意をもって、以下のとおり決議する。

- 一、働き方改革を推進し取引環境の改善及び長時間労働の抑制並びに生産性の向上を図ろう
- 一、適切な原価管理に基づく適正運賃を収受しよう
- 一、若年労働力等を中心とした人材確保対策を推進しよう
- 一、交通・労災事故の防止及び環境・省エネ対策を積極的に推進しよう
- 一、高速道路料金の大口・多頻度割引最大50%の継続及び割引制度の充実を図ろう
- 一、自動車関係諸税の簡素化・軽減を実現しよう
- 一、トラック運送業の健全化を図るため規制緩和の見直しを促進しよう
- 一、適正化事業の推進による法令遵守を徹底しよう
- 一、隊列走行等の新技術を活用した物流の効率化等を推進しよう
- 一、大規模災害発生時における緊急輸送体制を確立しよう

右、決議する。

平成二十九年十月三日

第二十二回全国トラック運送事業者大会

会 員 各 位

公益社団法人 沖縄県トラック協会
会長 佐次田 朗
(公印省略)

「標準貨物自動車運送約款」の一部改正等について(※重要)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の業務運営に格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送事業者における適正な運賃・料金の収受に向け、平成29年8月4日付で標準貨物自動車運送約款が一部改正され、平成29年11月4日に施行されることとなりました。貨物自動車運送事業者の皆様におかれましては、同約款一部改正等に伴い下記のとおり手続きをお願いいたします。

つきましては、所定の様式に必要な事項を記入頂き下記のとおり各対象ごとに変更届出又は、認可申請を沖縄総合事務局陸運事務所へご提出をしていただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 【1. 改正告示後の新標準運送約款を使用する場合】
 - ・運賃及び料金の変更届出を行う。
(料金の変更届出のみで約款の認可申請は不要)
- 【2. 引き続き改正告示前の標準運送約款を使用する場合】
 - ・改正告示前の標準約款を使用する事について認可申請を行う。
(約款の認可申請のみ必要で料金の届出は不要)
- 【3. 現在沖縄総合事務局から認可を受けている独自の運送約款を使用しており、同約款を引き続き使用する場合】
 - ・手続きは不要。
- 【4. 現在、標準運送約款ではなく、独自の認可を沖縄総合事務局から受けた運送約款を使用している事業者が、現在使用している運送約款に今回の新標準運送約款の改正した項目を追加した運送約款に変更する場合】
 - ・改正した項目を追加した運送約款を使用することについて、改めて認可申請を行う。
 - ・運賃及び料金の変更届出を行う。
(約款の認可申請及び料金の変更届出を行う)

※添付しております、届出様式は平成2年公示の運賃・料金又は平成11年公示の運賃・料金を現在使用している事業者向けの様式になります。当該運賃、料金を現在使用していない事業者の方については、各自で作成し届出をするようお願いいたします。

※約款の認可申請書及び料金の届出書の提出先は沖縄総合事務局 陸運事務所へ提出

※本文書は当協会ホームページへ掲載します。認可申請書及び届出書もホームページよりダウンロードできます。

＜本件に対する問合せ先＞

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 098-863-0280
内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課 098-866-1836(直通)